

第1 監査の請求

1 請求人 略

2 請求書の提出 平成19年12月4日

3 請求の内容 本件住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『1 請求の要旨

太田房江大阪府知事はじめ副知事ら府の幹部職員（3～8人）は、平成15年度から平成19年度までの5年間に計11回、任意団体「関西企業経営懇談会」の宴席に接待を受け、さらに知事は1回50～100万円の謝礼を受け合計981万円にのぼることが報じられてきた。

「関西企業経営懇談会」は、製造業、建築・設計業、産業廃棄物業など府との請負関係業者らを含む計30社で構成される任意の団体であり、この間、団体会員である業者20社が約32億円を府から受注していたことも明らかになっている。

しかも、04年～07年度に入札参加資格のない業者7社が随意契約で45件、1,616万円の受注があったと報じられている。

11月19日、見張り番が府の秘書課を訪れた際、秘書課のA総括補佐およびB秘書調整グループ長が応対され、「関西企業経営懇談会」の宴会参加は「公務」であると説明された。ところが、公務であることを証する資料を求めたところ、公務であることを証明する資料は皆無であるとのことであった。提供を受けた以下の資料などからも公務でないことが明らかである。

- (1) 知事が、謝礼981万円を個人の雑所得として報告していること。
- (2) 保存期限内の平成18年度19年度の当該宴会開催日の知事スケジュールには「関西企業経営懇談会」への公務出席はいずれも記載がない。
- (3) 平成19年4月と9月のみ「関西企業経営懇談会」の当日の「次第」が記載された書面の提供を受けたが、「関西企業経営懇談会」から知事への参加要請等正式案内文書はない。この文書自体がどこの作成か不明である。
- (4) 平成16年度、平成19年度の4回分については、資料作成や準備に関わったとされる同行職員らが年休を申請して参加している。

さらに、任意団体「関西企業経営懇談会」からの知事への多額の謝礼や会員業者との32億円にのぼる契約および入札資格のない業者との随意契約などは、市民からみれば請負契約に対する特定業者団体からの知事への賄賂であり、府の特別職職員への供応であると受け止めざるを得ない。知事らの行為は、一部特定業者らへの特別の計らいであり、違法不当な行為である。万一、監査委員が調査の結果、公務であると判明する場合には、知事が受け取った約981万円の謝礼を府に納入するよう、勧告すべきである。

以上のことから、上記知事の私的な宴会出席に副知事ら幹部職員をはじめ一般職員を同行させたことによる違法不当な公金の支出について、監査委員は知事に

対し返還勧告など必要な措置を講ずるよう、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書を添付して請求する。

2 請求事項

監査委員は、知事に対し以下の違法不当な公金の支出について、返還請求を行うなど必要な措置を講じるよう勧告すること。

- (1) 知事への常軌を逸した高額謝礼、特別職への飲食供応などにより、入札資格のない「関西企業経営懇談会」会員業者らへの随意契約による発注分 20 社、337 件、約 32 億 3,200 万円について契約条項によるペナルティ額相当分などについて知事はじめ関係者らに返還を求めること。
- (2) 以下の日時に利用した公用車の経費と公用車運転手の超勤手当、該当する年休届なしの職員の超勤手当等を返還させること。

H15. 4. 22	ニューコクサイまでの往復公用車運行経費	公用車運転手の拘束時間相当の超勤手当額	年休休暇申請なしの職員の超勤手当額等
H15. 12. 2	同上	同上	同上
H16. 4. 13	同上	同上	年休届出あり
H16. 12. 8	同上	同上	年休届出あり
H17. 4. 21	都ホテル大阪までの往復公用車運行経費	公用車運転手の拘束時間相当の超勤手当額	同行あるいは関係職員二人の給与・超勤手当額等
H17. 12. 8	同上	同上	同上
H18. 6. 16	同上	同上	同上
H18. 9. 14	同上	同上	同上
H18. 12. 1	同上	同上	同上
H19. 4. 23	シェラトン都ホテル大阪までの往復公用車運行経費	公用車運転手の拘束時間相当の超勤手当額	年休届出あり
H19. 9. 20	同上	同上	年休届出あり

- (3) もし、「関西企業経営懇談会」の飲食会出席が公務であると証されるなら、知事の高額謝礼を府に納入するよう勧告すること。

3 事実証明書

- (1) 新聞記事 3 枚
- (2) 知事スケジュール表（平成 18 年、19 年該当月分） 5 枚

- (3) 「関西企業経営懇談会」の平成19年4月、9月の「次第」文書 2枚
 - (4) 宴会出席者一覧表 1枚
 - (5) 職員の勤務状況一覧表 1枚
 - (6) 太田知事の所得報告書 4枚
- 以
上 』

第2 監査の実施

1 請求書の受理

平成19年12月4日に本件請求書が提出され、請求事項の一部については、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める要件を満たしているものと認め受理することとした。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成20年1月11日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

- (1) 請求人からは、請求を補完する資料として、以下の書類の提出があった。
 - ア 関西企業経営懇談会（以下「関企懇」という。）の会員が経営又は所属する企業（以下「会員企業」という。）の名簿及び会員企業別契約状況一覧
 - イ 関企懇の会合への出席に係る公用車利用状況一覧及びその事実を証する書面
- (2) 請求人からは請求書記載事項の補足として以下の内容の陳述があった。
 - ア 知事が公務でありながら、こういう席に行って謝礼をもらっているのはおかしい。返還請求するのは当然のことである。
 - イ また、知事本人も任期が終わったら返還すると言っているが、道義的責任も含めて調べていただきたい。
 - ウ このような金銭のやりとりは、政治資金規正法にも関わるものであると考えられるので、そこもきっちり調べていただきたい。
 - エ 府民感覚として、公務で1回当たり何十万円も受け取ったということについて、知事だけでなく、周りの職員もそれについて何も感じなかったのかということが不愉快である。今後のためにもきっちりした監査をお願いする。
 - オ 関企懇への出席は、新聞報道では公務であると主張されているが、それを証明する書類がなく、何も提出されない。
 - カ 一方、私的なものであることを証明するものとしては、所得等報告書に雑所得として記載していること、公務に係る知事のスケジュールはインターネットでも公表されているが、記録が残っている平成19年4月から12月までの知事日程として公表されているものに記載されていないこと及び年次有給休暇を取得した職員と取得していない職員とがいるということがある。
 - キ 私的な会合への出席であるとするならば、今日提出した資料に運行日誌と時間外勤務実績簿をもとに一覧表にした公用車運転手の時間外勤務手当は違法な公金支出である。資料の運行欄は平成17年度までは運行日誌がなく、平成18年度以降について記載している。運行日誌は、大阪市と比べて、行き先に行政区のみを記載しておりずさんである。丁寧にどこに行ったか分かるように記載するべきである。

ク 知事の私的なことへの公用車の使用は、わずかな金額であっても不要な時間外勤務手当であり、返還の対象とするべきものである。

ケ 走行距離は平均7、8キロメートルとなるが、私的な所へはタクシーで行くべきであり、また、なぜ、知事と3副知事が別々に行くという無駄なことをしているのか。

コ 私的なものであるならば、公私混同で使用した公金は返還するべきである。

サ 府が主張するように公務であるならば、その講師謝礼を個人所得として報告するのはおかしい、というのが今回の請求の趣旨である。

シ 新聞報道から見ても関企懇の会員企業との契約、特に随意契約が多い。また、何年にもわたって最終的には約30億円を安易に契約している。一般競争入札でも、便宜を図っているとの疑問を持たれるし、謝礼ももらっているということから、関係は不透明である。

ス 個々の契約については、つぶさに確認できていないが、疑問をもたれるようなことはいけなし、かなりの金額のものも随意契約されている。その証明として公文書公開請求したものを提出する。

(3) 上記陳述を踏まえ、監査委員から請求人に対し、請求内容について確認を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

ア 会員企業との契約に関する請求事項の趣旨は、会員企業との契約の締結自体が違法であるということであり、全ての契約ということではないが、どの契約が違法であるか、我々で特定するのはむずかしい。合計が約32億円ということである。

個々の契約の違法性については、そこまでの調べには至っていない。

イ 本件請求の提出が平成19年12月4日であり、請求の対象とする契約には1年を経過したものが含まれており、請求の期間制限の問題があるが、報道されるまで請求人は知りうる立場になかったことから、正当な理由があると考えている。

3 監査対象事項

知事等が関企懇の会合に出席した行為は公務には当たらず、そのことに伴い支出された公用車の運行経費や運転手及び一般職員の時間外勤務手当は、違法又は不当な経費の支出か。

4 監査対象部局

大阪府政策企画部

第3 監査対象部局の陳述

1 監査対象部局である大阪府政策企画部に対し、平成20年1月11日に陳述の聴取を行ったところ、以下の内容の陳述がなされた。

(1) 請求の要旨について

関企懇は、企業経営者の方々が、大阪・関西の企業経営に関する諸課題の調査・研究を目的として、平成15年4月に設立された任意団体であり、この会の目的に沿って、知事に講演依頼があったものである。

知事は、会からの依頼に基づき、府政の近況や中小企業施策の内容などについて30分程度講演し、その後、小グループごとに講演内容や府政に関する意見交換を行ったものである。

府政を円滑に推進するためには、多くの方から府政への理解と協力をいただくことが重要であり、知事自身による府政情報の発信は、公務として行ったものである。

その際、特別職にも案内があり、知事が講演する府政の近況などについて、知事が会員との意見交換を行う際に、知事を補佐するため出席したものである。

また、職員については、知事秘書から依頼を受け、所属長の了解を得て、知事が行う府政の情報発信の機会との位置づけで会場に出向いたものであり、知事が講演するにあたり、参考資料を配布するなどの一連の準備行為は公務である。

請求人は、住民監査請求書において、4点から公務ではないと主張しているが、いずれも公務を否定する理由には当たらないものと考えている。

まず、知事が、謝礼981万円を個人の雑所得として報告しているとの指摘については、特別職である知事は、地方公務員法の適用を受けないことから、講演料を受け取ることや個人の雑所得として処理していることは法的に問題となるものではなく、公務として行ったことを否定する理由に当たらないものである。

また、保存期間内の平成18年度、19年度の知事スケジュールには、関企懇への公務出席の記載がないと指摘するが、報道用の知事日程表にはすべての公務日程を記載しているわけではない。

知事出席行事は、原則として知事日程表に記載するようにしているが、主催者の意向などを考慮して記載しない場合もある。

本件については、主催者の意向を踏まえ、知事日程表には記載しなかったものである。

次に、関企懇から知事への参加要請等正式案内文書がないとの指摘については、すべての知事出席行事について、主催者から必ずしも文書で要請があるものではない。

本件の場合、関企懇の会長から、大阪府の事務方に口頭で依頼があり、これに基づき日程調整を行ったものである。

また、平成16年度、19年度の4回分は、職員が年次有給休暇を申請して参加しているとの指摘については、当該職員は、知事の講演を補助することは公務であると認識していたものの、他の団体が主催する会合であり、対外的に誤解を招かないよう、慎重を期して、自主的に年次有給休暇を取得したものである。

なお、職員のサービス管理の面での対応が一貫せず、誤解を生じさせる結果となったことについては反省している。

次に、請求人は、知事等の行為は、一部特定業者らへの特別の計らいであり、違法不当な行為であると指摘しているが、会員の方々がこの会に参加していることと、会員の企業が府の諸事業に参加することは全くの別問題であり、請求人が示す随意契約の内容については、担当部局において、関係法令に基づき適正に執行されたものである。

また、知事が受け取った講演料については、先ほど申し上げたとおり、法的な問題はなく、あくまで知事が行った講演と意見交換の全体への対価である。

さらに、会員の方々が企業経営者であるため、参加しやすい時間帯を配慮して午後6時以降に開催されたことから、食事が用意されたものであり、あくまで講演と意見交換が会合の目的である。

以上のことから、請求人の違法不当な行為との指摘は当たらないものと考えている。

(2) 請求事項について

ア 請求事項1について

本請求事項の中で『入札資格のない「関企懇」会員業者らへの随意契約による発注分20社、337件、約32億3,200万円』という数字が示されているが、関企懇の現会員及び退会者の企業を含めて、本府の入札参加資格の有無に関わらず、府との取引状況を調査したところでは、「21社、442件、約33億8,776万円」となっている。

このうち、一般競争入札や指名競争入札によるものを除いた、随意契約のみの取引実績については、「19社、369件、約4億4,038万円」となっている。

知事の講演料や特別職の会食などについては、先ほど申し上げたとおりであり、また、会員の方々がこの会に参加していることと、会員企業が府の諸事業に参加することは全くの別問題であり、特別の計らいを行ったことはない。

随意契約締結のケースとしては、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の規定により、予定価格が少額の場合（例えば工事・製造の請負であれば250万円以下、物品の買取であれば160万円以下、委託役務であれば100万円以下の場合）、緊急性があり競争入札に付することができない場合、信用、技術、経験等を有する相手方を選定する場合及び性質、目的が競争入札に適しない場合などに限られており、請求人が示す随意契約については、それぞれ担当部局において、関係法令に基づき適正に執行されている。

したがって、『契約条項によるペナルティ額（契約の履行に瑕疵がある場合の違約金）相当分などについて知事はじめ関係者らに返還を求めるとの請求には理由がないものである。

イ 請求事項2について

知事の講演は公務であり、特別職が知事と会員との意見交換の補佐を行うために出席したことも公務であるので、これに伴う公用車の運行と公用車運転手の時間外勤務手当の返還を求めるとの請求には理由がないものである。

また、職員が行った講演資料の配布などの一連の準備行為は公務であるので、年次有給休暇の届がない職員の時間外勤務手当等の返還を求めるとの請求には理由がないものである。

ウ 請求事項3について

特別職である知事は、地方公務員法の適用を受けないことから、講演料を受け取ることに法的な問題はない。

関企懇の講演料については、知事が公務として行った講演と意見交換の全体への対価であり、府に納入すべきとする法的な根拠は存在しない。

また、知事は、毎年の所得等報告書に講演料を計上し、公開もされており、税務申告についても適正に行っている。

なお、知事は、府民の目線から見てご理解いただけるものではなかったと反省

し、これまでに受け取った講演料すべてを、任期満了直後に関企懇へ返還することとし、その上で、関企懇から、相応しい相手先に寄付していただく方向で調整を進めている旨、1月8日の記者会見において説明されている。

- 2 大阪府政策企画部の陳述に対して、請求人から以下の意見が発言された。
 - ア 副知事にも案内があったというが、全て口頭で案内があったというのはおかしい。緊急に連絡する場合等もあり、府の要職がそろって出かけているというのは非常に不自然である。公務であると主張するなら、なおさら公文書で案内等が残されているべきである。
 - イ 知事日程表に掲載することが、なぜ主催者側の意向として不都合なのか理解できない。
 - ウ 中小企業の方々との意見交換という良いことをされているのに、なぜ公務日程に載せられないのか。
 - エ 高額な講演料をもらって来ること自体理解できない。関企懇の方々とは何もなくても何かあるのではと考えられるものであり、何も資料が残っていないのがおかしいと思う。不審にとられてもしょうがないのではないか。
 - オ 知事に対する講演の報酬や寄附は、政治資金規正法上問題となってくるのではないか。

第4 監査の結果及び判断

1 事実について

(1) 関企懇について

関企懇は、平成15年4月に関西の企業経営者らが、大阪・関西の企業経営に関する諸課題の調査・研究を目的として設立された任意団体である。

関企懇の会員個人については明らかにされていないが、会員企業は、平成19年12月25日現在、30社である。

また、平成16年4月1日から平成19年11月末日までの間に会員企業及び退会した企業（会員であった期間に限る。）と大阪府との契約実績は、21社、442件、33億8,776万5,944円である。

(2) 関企懇の会合への知事等の出席等について

平成15年度から平成19年度にかけて、下記のとおり計11回の関企懇の会合に知事、副知事及び幹部職員が出席しており、毎回、知事は府政の近況や中小企業施策の内容などについて30分程度講演し、その後、小グループごとに講演内容や府政に関する意見交換を行った。また、知事は、講演及び意見交換への対価として計981万円を関企懇から受け取った。

なお、知事が受領した計981万円については、毎年度「雑所得」として所得等報告書に計上されている。

年月日	場 所	出席者
平成15年4月22日	ニューコクサイ	知事（ほかは確認できず）

平成 15 年 12 月 2 日	ニューコクサイ	知事（ほかは確認できず）
平成 16 年 4 月 13 日	ニューコクサイ	知事、副知事 3 名、出納長、知事公室長、同次長、秘書課長
平成 16 年 12 月 8 日	ニューコクサイ	知事、副知事 3 名、出納長、知事公室長、同次長、秘書課長
平成 17 年 4 月 21 日	都ホテル大阪	知事、副知事 3 名、出納長、知事公室長、同次長、秘書課長
平成 17 年 12 月 8 日	都ホテル大阪	知事、副知事 3 名、出納長、知事公室長、同次長、秘書課長
平成 18 年 6 月 16 日	都ホテル大阪	知事、副知事 3 名、出納長
平成 18 年 9 月 14 日	都ホテル大阪	知事、副知事 3 名、出納長
平成 18 年 12 月 1 日	都ホテル大阪	知事、副知事 2 名
平成 19 年 4 月 23 日	シェラトン都ホテル大阪	知事、副知事 3 名
平成 19 年 9 月 20 日	シェラトン都ホテル大阪	知事、副知事 3 名

(3) 関企懇の会合への知事等の出席に伴う公用車の使用等について

知事等が、平成 15 年度から平成 19 年度までに開催された関企懇の会合に出席したことに伴い、次のとおり、延べ 47 台の公用車が使用されている。

平成 15 年 4 月 22 日 5 台、平成 15 年 12 月 2 日 5 台

平成 16 年 4 月 13 日 4 台、平成 16 年 12 月 8 日 5 台

平成 17 年 4 月 21 日 5 台、平成 17 年 12 月 8 日 5 台

平成 18 年 6 月 16 日 4 台、平成 18 年 9 月 14 日 5 台、平成 18 年 12 月 1 日

3 台

平成 19 年 4 月 23 日 2 台、平成 19 年 9 月 20 日 4 台

また、関企懇の会合が午後 6 時以降に開催されたことから、公用車の運転手延べ 16 名及び年次有給休暇を取得した職員を除く一般職員延べ 10 名に時間外勤務が生じている。

2 判 断

(1) 各請求事項について

ア 会員企業と大阪府の契約に係る賠償予定額相当額の返還請求について

請求人は、会員企業 20 社が大阪府と平成 16 年度から平成 19 年度までの間に契約を締結した物品購入や工事請負等の契約 337 件約 32 億 3,200 万円（以下「本件物品購入等契約」という。）について、知事、副知事等の特別職や知事公室長等の幹部職員が平成 15 年度から平成 19 年度までに計 11 回開催された関企懇の会合に出席し、飲食を伴う接待を受けたこと及び知事が計 981 万円の謝礼を受け取っていたことをもって、会員企業からの賄賂であり、会員企業が本件物品購入等契約を大阪府と締結したことは知事等の特別の計らいであると主張している。

そのことにより、会員企業と大阪府の間で締結された本件物品購入等契約は違法な契約であり、それぞれの契約条項に基づく賠償予定額相当額の損害賠償請求を知事及び関係者に求めている。

(ア) 法第 242 条第 2 項の期間制限について

法第 242 条第 1 項の規定による請求は、同条第 2 項の規定により、当該財務会計行為が行われた日又は終わった日から 1 年を経過したときはこれを行うことはできないとされているところ、請求人は契約自体が違法であると主張しているが、本件請求が提出された日の 1 年前である平成 18 年 12 月 4 日より前に契約締結行為及び経費の支出行為が完了している契約については 1 年の期間制限を経過している。

請求人は、1 年を経過していることについて、陳述の際、知事等の関企懇の会合への出席や高額な謝礼を受取っていた行為は報道を見て初めて知ったものであり、一般府民には知りえなかったもので正当な理由が存在する旨主張している。

その点について、関企懇の会合への知事等の出席が報道用の知事スケジュールに記載されておらず、一般府民に公表されていなかったこと、知事が講演や意見交換への対価を受領していたことや会員企業と大阪府との契約の状況については一般府民として知りえなかったものと言わざるを得ず、1 年の期間制限を経過している点については正当な理由があるものと認められる。

(イ) 関企懇会合への知事等の出席及び謝礼の受領と会員企業の大阪府との契約の関係について

法第 242 条第 1 項の規定は、普通地方公共団体の違法・不当な財務会計行為により、当該団体に損害が生じることを防止するため又は生じた損害の回復を求めるため、当該団体の住民に、当該違法・不当な財務会計行為の差止め又は生じた損害の補填を求めることができるとするものである。

したがって、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識

できるように個別的、具体的に摘示することを要する」(平成2年6月5日最高裁第三小法廷判決(平成元年(行ツ)第68号))とある。

一方、地方公共団体が複数年度につき特定の費目に該当する費用の支出について個々の支出ごとに不適切な支出であるかどうかを検討する調査を行い、不適切な支出の合計額を公表したという事実関係の下においては、上記の調査において不適切とされた支出が違法な公金の支出であるとしてされた住民監査請求は、対象とする各支出について、支出した部課、支出年月日、金額、支出先等の詳細を個別的、具体的に摘示していなくとも、請求の対象の特定に欠けるところはないとする平成16年11月25日最高裁第一小法廷判決(平成12年(行ヒ)第292号)がある。

本件請求においては、請求人は、陳述の際に会員企業のリスト及び会員企業と府の年度ごと、契約内容ごとの契約件数及び合計契約金額の一覧表を事実証明書として添付している。

これらの資料は、大阪府政策企画部において調査のうえ作成し、請求人が情報公開により入手したものであるが、府が会員企業との個々の契約について違法性・不当性を検討する調査を行い、違法・不当な契約を特定して公表したものではないので、上記平成16年11月25日最高裁判決とは事案を異にするものである。

法第242条第1項の規定の趣旨に照らせば、違法・不当な財務会計行為について、請求人において主観的に違法・不当な財務会計行為であると認識するだけでは足りず、客観的に見て、個別の財務会計行為について、何故違法・不当なのかについて具体的な理由が示されていなければならない。

請求人は、知事等の関企懇会合への出席と知事が対価を受け取ったという事実の摘示はしているものの、個々の財務会計行為たる会員企業と大阪府の間で締結された本件物品購入等契約の個々の契約締結行為の違法性について何ら具体的に記載しておらず、本件請求は、請求の対象となる財務会計行為について個別的、具体的な摘示を求める法の趣旨に適合せず、法の定める要件を満たす請求とは認められない。

なお、本件物品購入等契約について、随意契約によるもののうち、施行令第167条の2第1項第1号のいわゆる少額随契及び同項第2号に該当する入札による単価契約に基づく随意契約を除いた28件の随意契約について、契約理由を確認したところ、すべて同項第2号又は第8号のいずれかの規定に該当するものとして契約されていた。

イ 知事等の関企懇の会合への出席に伴う公用車運行経費等の公金の支出について

(ア) 法第242条第2項の期間制限について

法第242条第1項の請求は、同条第2項の規定により、当該財務会計行為が行われた日又は終わった日から1年を経過したときは請求を行うことはできないとされているところ、本件請求が提出された日の1年前である平成18年12月4日より前に支出行為が完了している公用車の運行経費や運転手及び職員の時間外勤務手当については1年を経過している。

しかしながら、1年を経過していることについては、前記(1)ア(ア)記載の

とおり請求人には正当な理由があるものと認められる。

(イ) 知事の職務について

法第 139 条には、「都道府県に知事を置く。」と規定され、同第 147 条には長の統括代表権として「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定され、さらに同第 148 条には「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されているところ、普通地方公共団体の長である知事の職務は、当該団体の事務全般に及びその権限は広範にわたるものである。

したがって、知事が様々な団体が主催する会合等において府政をアピールし、府政に関する意見交換を行うことは、知事の職務の範囲内であると考えられる。

関企懇は関西の企業経営者等の任意団体であるが、その会合において、知事は毎回、府政に関する講演を 30 分程度行ったうえで、府政に関する意見交換を行っていたということであるから、関企懇の会合への出席は公務であると認められる。

知事個人が講演及び意見交換への対価を受け取っていたとしても、それを禁止する法令は存在しないし、そのことをもって公務ではないということとはできない。

また、請求人は、関企懇の会合が知事スケジュールとして公表されていなかったことや関企懇からの招待状などが行政文書として残っていないこと、年次有給休暇を取得した職員がいることを公務でない理由として挙げているが、行政文書の管理や事務処理の整合性という点はともかく、いずれも、知事が関企懇の会合において、府政の近況に関する講演や府政に関する意見交換を行ったという事実を否定するものではない以上、公務でないとする理由には当たらない。

(ウ) 知事等の関企懇の会合への出席に伴う公用車の運行経費等の支出について

知事等の関企懇の会合への出席に関して平成 15 年度から平成 19 年度までに計 47 台の公用車が使用され、公用車の運転手延べ 16 名と一般職員延べ 10 名に時間外勤務が生じている。

それらについては、関企懇の会合への知事の出席が公務であると認められる以上、副知事や幹部職員が知事の補佐を行ったこと、それらに伴う業務に一般職員及び運転手が従事したことも公務であるから、それに伴って支出されることとなった公用車の運行経費や運転手及び一般職員らの時間外勤務手当も適正な支出である。

したがって、知事が関企懇の会合に出席し、府政に関する講演や意見交換を行った行為は、知事の公務と認められ、それらに伴う公用車の運転手の業務及び一般職員らの業務も公務であると認められる以上、請求人の主張には理由がない。

なお、一般職員の勤務態様について一部の職員が年次有給休暇を取得しているが、それを取得することは一般職員の権利の行使であるという面があるものの、所属長たる職員に一部職員の服務指導や事務処理の整合性がとれていない面があったと言わざるを得ない。

ウ 知事が受け取った謝礼を大阪府に納入するよう求める請求について

請求人は、関企懇の会合 11 回への知事の出席が公務であるのであれば、知事が関企懇から受け取った謝礼計 981 万円を大阪府に納入するよう勧告することを求めている。

知事が関企懇の会合へ出席し、講演や意見交換を行ったことが公務であるとしても、知事個人が対価を受け取ることが禁止する法令は存在しないのであり、知事が関企懇の会合において講演等への対価を受け取ったとしても、それは関企懇から知事個人への対価の支払いであり、大阪府の財務会計行為には当たらない。

また、知事が公務で行った行為に対して何らかの対価を受領した場合に、それを大阪府に納入しなければならないとする実体法上の規定も存在しないのであるから、知事が受け取った対価を不当利得として、知事に対する返還請求権の行使を大阪府が怠っているということもできない。

したがって、請求人の請求は大阪府の財務会計行為に関するものとはいえず、不適法である。

なお、知事は、府民から見て理解いただけるものではなかったと反省し、平成 20 年 1 月 25 日付け文書により、受け取った講演料の全額を任期満了後の平成 20 年 2 月 6 日に関企懇に返還する旨の申入れをしている。

(2) 結論

以上述べたとおり、会員企業と大阪府との契約に係る賠償予定額相当額の返還請求及び知事が受け取った謝礼を大阪府に納入するよう求める請求は、不適法なものと言うべきであり、知事等の関企懇の会合への出席に伴う公用車運行経費等の支出の返還を求める請求については、知事が関企懇の会合に出席し、府政に関する講演や意見交換を行った行為は、知事の公務と認められ、それらに伴う公用車の運転手の業務及び一般職員らの業務も公務であると認められる以上、請求人の主張には理由がないものと判断する。